豊中市保育所設置認可等要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条に定める保育所を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

（設置認可の申請）

第２条　法第３５条第４項の規定に基づく認可申請については、保育所設置認可申請書（様式第１－１号）に別表に掲げる書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

（設置の届出及び認可申請の要件）

第３条　前条の認可申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

一　豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第５９号）、「保育所の設置認可等について」（平成１２年３月３０日児発第２９５号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。

二　小規模保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「小規模保育所の設置認可等について」（平成１２年３月３０日児発第２９６号厚生省児童家庭局長通知）及び「「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成１２年３月３０日児保第１１号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。

三　夜間保育所を設置しようとするときは、第１号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成１２年３月３０日児発第２９８号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成１２年３月３０日児保第１５号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。

四　不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第１号から前号までの要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成１６年５月２４日雇児発第０５２４００２号・社援発第０５２４００８号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。

五　暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成２５年豊中市条例第２５号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

（休廃止の届出及び申請）

第４条　法第３５条第７項の規定に基づく承認申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第２－１号）に別表に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行う。

（変更の届出等）

第５条　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「規則」という。）第３７条第５項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第３－３号）に別表に掲げる書類を添付し、変更のあった日から起算して１月以内に市長に提出することにより行う。

２　規則第３７条第６項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（建物・設備・定員等）変更届出書（様式第３－１号）又は保育所施設長（経営の責任者）変更届出書（様式第３－２号）に別表に掲げる書類を添付し、市長にあらかじめ提出することにより行う。

３　分園（「保育所分園の設置運営について」（平成１０年４月９日児発第３０２号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

４　設置者の変更をしようとするときは、保育所（休止・廃止）申請書（様式第２－１号）に別表に掲げる書類を添付したもの及び保育所設置認可申請書（様式第１－１号）に別表に掲げる書類を添付したものに以下の書類を加えた必要書類を添付し、市長へ提出することにより行う。

(1) 資産移転計画明細書（様式第４号）

(2) 資産移転結果明細書（様式第５号）（ただし、本書類は認定後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。）

(3) 設置者変更合意書（様式第６号）

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。